



人権教育・啓発コーナー

ひまわり

(4)

阿南市の花「ひまわり」の花言葉は、「光輝く」です。人権について考え守っていくことが、まさに光り輝く阿南市づくりにつながります。人権教育・啓発コーナー「ひまわり」では、市民の皆様の人権に対する思いを掲載しています。

すべての人が幸福しあわせに生きるために

阿南市人権教育・啓発講師団

講師 秋田 多美子さん

障がい者の人権について

「人権とは何か」について考えてみましょう。

世界人権宣言の前文にすばらしい「人権」の定義があります。

『人類社会すべての人が構成員に固有の尊厳と生まれながらにして譲ることのできない平等の権利』（世界人権宣言・前文及び第1条）この誰にも譲ることのできない人間権利として、二つの大きな権利があります。それは自由権と社会権です。

『自由権』は、強制されることなく自分に関することを自分で律する権利

のことです。これは、憲法の第13条で「自分のことを自分で律する権利（自己決定権）、幸福を追求する権利」がうたわれています。

もう一つの『社会権』は、（国民一人ひとりが人間らしい生活を営むことを国家に要求する権利）です。つまり私たちにはサービスを受ける権利（受給権）があります。憲法第25条では「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれています。

日常生活の中で、障がいのある市民は、多くの市民が受けているサービスを当たり前に受給できているのでしょうか、また、その権利を行使できているのでしょうか。

自分が受けた行為を当然あるいは仕方のないことなのだとする意識からは差別や人権侵害として捉えることがで

きないと思います。おそらく障がいの問題を社会問題として捉えるのではなく、自分自身の問題として捉え自分自身を責め、つらい思いや悔しい思いをしているのではないのでしょうか。社会や他者による人権侵害としてではなく、自分の障がいゆえに仕方がないことと思っではないのでしょうか。

私は26歳の時、交通事故で利き腕である右腕を失くし、その当時は食べることや書くことはもちろん生活に不便さを抱えながらいた時に「たいへんやなあ」「不自由になつたなあ」とさまざまな声掛けをしてきました。でも、両腕がなければ生きていけないと思う感覚を、ある人から「残された機能でやれば生きて行くことができる」と、励ましてくれた言葉が今でも忘れることができせん。今、思えばそのとおりだと感謝しています。「右腕がなければ私には左腕がある。ほかの機能で両腕にするのだ！」と思い、前向きに

歩踏み出すことができました。

あれから義手をつけての生活に40年の年月が過ぎ去りました。私は普通自動車免許を取得して40年近く経ちます。しかし、障がいがあることを理由とした規定（欠格条項）により、これまで3段階に渡り免許試験を受けて、ようやく、みんなと同

じ普通自動車免許証にたどりつくことができました。そのたびに労力と費用が必要でしたが、「ここで諦めてはだめだ！」とそのたびに挑戦をしてみました。

さまざまな被差別の立場におかれている人の実態を知り、考え、あらゆる差別をなくしていく取組を、私たち一人ひとりが、実践して行くことが大切ではないでしょうか。

相手の立場になって考えようとかいわれるけれど、相手の立場に立つということは難しいことだと思います。立っている「つもり」は簡単ですが、やはり同情では解決できないと思います。

障害者権利条約は、あらゆる障害（身体障害、精神障害及び知的障害等）のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約であり、現在132カ国が批准していますが、しかし、日本国は批准していません。

すべての障がい者の人権が尊重され阿南市に生まれ住んでよかったと実感できる社会づくりに取り組んでいこうと思います。

問い合わせは

人権・男女参画課

(☎22-3094)

